

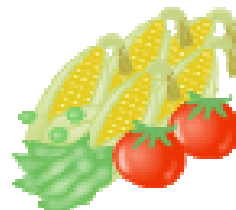
市民農園を開設してみませんか？

特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律（以下、特定農地貸付法という。）の改正により、農地を所有している方又はNPO・企業等の農地を所有していない方でも、市民農園を開設することが出来るようになりました。

特定農地貸付けとは

農地の貸付で、次の要件に該当するものをいいます。

- ・ 1人あたり10a未満の貸付であること。
- ・ 複数の者を対象としていること。
- ・ 営利を目的としない農作物の栽培であること。
- ・ 貸付期間が5年を超えないこと。



特定農地貸付法のメリット

- ・ 農地法の権利移動の許可等が不要です。
- ・ 自ら農業経営を行えなくなった遊休農地の活用ができます。
- ・ 農地を区画割りして利用者に貸付を行うことにより、収入を得ることが出来ます。
- ・ 将来的に自作農地に戻すことができます。



市民農園開設手続きの流れ

1. 貸付協定の締結
↓ 適切な農地利用を確保とする方法を定めた貸付協定を市と締結します。
2. 貸付規定の作成
↓ 市民農園の実施・運営に関して次に掲げる事項等、必要な事項を定めた規程を作成します。
ア. 貸付主体
イ. 農園（農地）の所在、地番及び面積
ウ. 募集及び選考の方法
エ. 貸付条件
オ. 農園の管理・運営方法
3. 農業委員会に承認申請書提出
↓ 「特定農地貸付けの承認申請書」を貸付協定と貸付規程を添付して提出します。
4. 農業委員会による承認
↓
5. 農園利用者への貸付